

社会福祉法人六郷福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六郷福祉会（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等に対して報酬を支給しないものとする。

(費用の弁償)

第3条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 役員等には、通勤に要する交通費を支給することとし、その計算方法は一般職員と同様の基準とする。

3 役員等が、法人業務のため出張する場合の旅費（交通費及び宿泊費）は、実費を支給する。

4 役員等が業務執行に必要な経費は、実費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。